

裁 決 書

審査請求人



処分庁

川崎市 福祉事務所長

令和4年 月 日付で から提起された審査請求(令和4年度(審)第 号)について、次のとおり裁決します。

1 主 文

川崎市 福祉事務所長が請求人に対して令和4年5月24日付けで行った同年4月分及び同年6月分に係る保護変更決定処分を取り消す。

2 事案の概要

審理員意見書の別紙「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

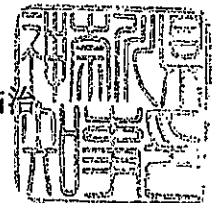
審理員意見書の別紙「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理由

審理員意見書の別紙「4 理由」に記載のとおり。

令和5年3月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治



審理員意見書

令和5年3月13日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 子浦田 幸 司



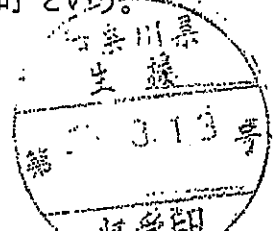
神奈川県審理員 小林 文子



行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人 ■■■■■が令和4年■月■日付けで提起した処分庁 川崎市■■■福祉事務所長による生活保護変更決定処分についての審査請求（令和4年度（審）第■■■号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙において、次の用語等を、それぞれ記載のとおり呼称する。

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）を「法」という。
- 2 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第168号）を「保護基準」という。
- 3 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）を「次官通知」という。
- 4 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）を「局長通知」という。
- 5 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）を「課長通知」という。
- 6 生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を「問答集」という。
- 7 生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。ただし、川崎市長あてのもの）を「住宅扶助限度額通知」という。
- 8 審査請求人 ■■■■■を「請求人」という。



9 処分庁 川崎市[]福祉事務所長を「処分庁」という。

10 []を「前住居」という。

11. []を「現住居」という。

別紙

1 結論

本件各処分は取り消されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

- 本件審査請求は、処分庁が、請求人に対して、法第25条第2項に基づき、令和4年5月24日付けで行った同年4月分及び同年6月分に係る保護変更決定処分（以下、順に「本件処分1」及び「本件処分2」といい、これらを合わせて「本件各処分」という。）について、請求人がその取消しを求めて提起したものである。

(2) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 令和2年■月■日を実施年月日として、処分庁は、請求人について、単身世帯として、法に基づく保護を開始した。

イ 上記アの保護開始時において、請求人が居住していた前住居の賃貸借契約に係る契約書（平成31年1月27日付け締結。以下「本件契約書」という。）には、次の内容が記載されている。

(ア) 表記契約条件

賃料	月額 69,000 円
敷金	— 円
管理費（共益費）	月額 5,000 円
礼金	69,000 円
解約予告	乙【※審理員注：借主】は甲【※審理員注：賃主】に対し1か月前まで（中略）を行う

(イ) 特約事項

解約時、ルームクリーニング費用（32,000 円、税別）は借主の負担とし、契約時に賃主へ支払うものとする。

(ウ) 第3条（賃料等）

乙は甲に対し翌月分の賃料及び管理費等の合計額を、原則毎月末日までに（中略）支払うものとする。又、本契約の始期又は終期における、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費の算出方法については、その月の実数に応じた日割計算とし、10 円未満は切捨てとする。尚、支払いに要する手数料は乙が負担をする。

(エ) 第7条(期間内解約)

甲および乙は、本契約による賃貸借契約期間中であっても、表記の通りに解約予告期間をもって甲の指定する方法で予告通知をすることにより、本契約を解約することができ、この場合予告期間の終了と同時に本契約は終了する。

3 第1項の規定にかかわらず乙は、表記の解約予告通知期間相当分の賃料等を甲に支払う事により、直ちに本契約を解約する事ができる。

(オ) 第15条(明け渡し及び原状回復)

7 本物件における乙の入居中及び明け渡し時の修繕と原状回復に伴う費用負担については、国土交通省版「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」等に準拠するものとし、経年変化及び通常の使用による住宅の損耗等の復旧については甲の負担とする。又、乙の居住・使用により発生した建物価値の減少のうち、乙の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えた使用による損耗・毀損等は、乙の負担にて復旧する。(後略)

ウ 国土交通省住宅局策定の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版、平成23年8月)」(以下「原状回復ガイドライン」という。上記イ(オ)参照)は、民間賃貸住宅における退去時の原状回復についての一般的な基準を示したものであり、その内容は概ね次のとおりである。

(ア) 原状回復について、「賃借人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧すること」と定義し、その費用は賃借人負担とする。

(イ) 「賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用」の具体的な範囲としては、賃借人の住まい方、使い方次第で発生したりしなかったりすると考えられるもの(明らかに「通常の使用等による結果」とは言えないもの。)の外、通常の住まい方、使い方をしても発生すると考えられるものであるが、その後の手入れ等賃借人の管理が悪く、損耗等が発生又は拡大したと考えられるものも含む。

後者の例としては、「冷蔵庫下のサビ跡」や「風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ」等がある。

エ 令和4年2月3日、処分庁は、請求人に対する住宅支援を担当していた生活困窮者支援団体職員と面接し、同月24日に請求人が入居予定の現住居に係る契約費用の支給ができるよう進めるが、解約予告を要するため、転居の時期については3月初旬頃を予定している旨を話した。

オ 令和4年2月4日、処分庁は、請求人からの電話により、現住居の契約日が同年3月2日になる見込みであり、前住居と現住居の賃貸者契約期間が重なってしまってもよいのか問い合わせを受け、了承した。

カ 令和4年2月21日付けで、処分庁は、請求人に対し、次のとおり同年2月分

の保護変更決定処分を行った。

最低生活費	516,828 円	…①
生活扶助費	79,870 円	(内訳) 基準生活費 77,240 円 冬季加算 2,630 円
住宅扶助費	53,700 円	前住居 2 月分
住宅扶助費(一時扶助)	382,838 円	現住居敷金等 277,170 円 現住居 3 月分日割家賃 51,968 円 ($\div 53,700 \text{ 円} \times 30/31 \text{ 日}$) 現住居 4 月分前家賃 53,700 円
医療移送費	420 円	
収入充当額	0 円	…②
支給額	516,828 円	…③ (=①-②)
既支給額	133,990 円	…④
追加支給額	382,838 円	=③-④

キ 令和4年3月2日、請求人は、前住居から現住居に転居した。

ク 令和4年4月18日付けで、処分庁は、請求人に対し、次のとおり同年4月分について、保護変更決定処分を行った。

最低生活費	121,240 円	…①
生活扶助費	77,240 円	(内訳) 基準生活費 77,240 円
住宅扶助費	0 円	上記カ参照
一般移送費	44,000 円	現住居への転居費用。現物給付のため 引っ越し業者へ直接支払い。
収入充当額	0 円	…②
支給額	121,240 円	…③ (=①-②)
既支給額	77,240 円	…④
追加支給額	44,000 円	=③-④

ケ 令和4年5月9日、処分庁は、請求人から、同日付けの収入無収入申告書及び請求人名義の銀行口座に係る預金通帳の写しを収受した。

同申告書のその他の収入欄には、家賃の戻り 51,470 円と記載されており、同通帳上、同年4月28日に51,470円の振込(以下「本件入金」という。)がある。

コ 令和4年5月20日、処分庁は、本件入金の振込元業者に架電し、本件入金について確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 前住居に係る契約上の退去日は、同年3月7日である。

(イ) 入居時に預かったクリーニング費用 34,560 円は全て清掃費に充当した。

(ウ) 上記(イ)のクリーニング費用とは別に生じた浴室清掃費 5,500 円と振込手数料 330 円を 24 日分の払戻し家賃(家賃 53,420 円+共益費 3,880 円)から除いて 51,470 円になる。

なお、令和4年3月30日付け貸主代理人の作成に係る「敷金精算書」上も、前住居の解約日は同年3月7日であり、上記(ア)～(ウ)同様の内訳に係る返金額 51,800 円から、振込手数料引き後、令和4年4月30日までに指定口座に振り込むとされている。

サ 令和4年5月20日、処分庁は、本件入金の収入認定について、下記(ア)の内容を検討し、下記(イ)のと通りの結論を得た。

(ア) 検討内容

- a 本来の払戻し家賃としては、家賃分 53,420 円+共益費分 3,880 円の合計 57,300 円になる。
- b クリーニング費用は敷金とは性質を異にするものであり、8,000 円控除(次官通知第8の3(2)エ(イ)参照)の対象とはならず、また、全額クリーニング費用に充当されたことから収入としない。
- c 共益費は元々(住宅扶助費の)支給対象ではなく、日々の生活費のやり繰りの中で支出しているものであり、8,000 円控除の対象となる。
- d 浴室清掃費は、本来であれば退去に伴い敷金等を充当してなお不足する自己負担分であるため、控除対象とならない。さらに本件契約書上、建物本体の修理は貸主負担と定められていることから、問答集問7-117を踏まえ、住宅維持費の認定もできない。
- e 振込手数料は、本件入金の受け取りの必要経費(次官通知第8の3(2)エ(イ)参照)として認めてよい。
- f 家賃部分の返金対象額は住宅扶助費認定額の日割り分とし、高額家賃による自己負担分は、日割り返金額を共益費部分の日割り返金額と合算の上、8,000 円控除の対象とする。

(イ) 結論

- a 令和4年3月分の認定家賃額(住宅扶助費)を 53,700 円の日割り分とし、過支給額の返還を受ける。
- b 家賃の自己負担分と共益費の各日割り返金額を合算の上、振込手数料を必要経費として控除し、さらに 8,000 円控除した額を収入認定する。

シ 令和4年5月24日付けで、処分庁は、請求人に対し、次の内容の保護変更決定処分を行った。

(ア) 令和4年3月分(以下「3月分変更決定」という。)

理由：住宅扶助費の変更 12,125 円

最低生活費	91,995 円	…①
生活扶助費	79,870 円	(内訳)

		基準生活費	77,240 円
		冬季加算	2,630 円
住宅扶助費	12,125 円	前住居3月分日割家賃 ($\approx 53,700 \text{ 円} \times 7/31 \text{ 日}$)	
収入充当額	0 円	…②	
支給額	91,995 円	…③ (=①-②)	
既支給額	133,570 円	…④	
過支給額	41,575 円	=④-③	

(イ) 令和4年4月分(本件処分1)

理由: 日割り家賃戻り金収入の認定 7,395 円

最低生活費	121,240 円	…①
生活扶助費	77,240 円	(内訳) 基準生活費 77,240 円
住宅扶助費	0 円	上記カ参照
一般移送費	44,000 円	上記ク参照
収入充当額	7,395 円	…②
その他収入(日割り家賃戻り金)	7,395 円	
支給額	113,845 円	…③ (=①-②)
既支給額	121,240 円	…④
過支給額	7,395 円	=④-③

(ウ) 令和4年6月分(本件処分2)

理由: 3月、4月分保護費の過支給分を収入充当(充当内訳: 6月 48,970 円)

最低生活費	130,940 円	…①
生活扶助費	77,240 円	(内訳) 基準生活費 77,240 円
住宅扶助費	53,700 円	※ 現住居家賃分
収入充当額	48,970 円	…②
収入充当額	48,970 円	(内訳) ・ 令和4年3月分過支給額 41,575 円 ・ 同年4月分過支給額 7,395 円 ※ 上記(ア)・(イ)参照
支給額	81,970 円	=①-②

ス 令和4年 月 日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件各処分取消しを求めて本件審査請求を提起した。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、本件各処分を取り消すとの裁決を求める。

ア(ア)令和4年5月24日付けの保護変更決定通知書は4枚あるが、3月分5月分の取消は求めない。

(イ) 4月分変更額7,395に付いては、何度も説明を受けたが納得出来ないので、取消を求める。

敷金精算書から預かり金として①クリーニング費用②賃料(24日分)③管理費(24日分)、負担金として〔Ⅰ〕クリーニング費用〔Ⅱ〕浴室洗浄の合計51,800(振込手数料を引いた51,470)が振り込まれた。①のクリーニング費用は相殺されて0なので計算しない。②の賃料53420(家賃69,000÷31×24)この内住宅扶助分41574(53,700÷31×24)これを3月分の過払い分とするのは理解できる。

②の残金11,845(53420-41575)と③の3,880に手数料330と控除8000を引いた7,395を収入として認定したとケースワーカーは主張するが、請求人は負担金として〔Ⅱ〕浴室洗浄費5,500を支払っており、ケースワーカーが主張する7,395から5,500を引いた1,895が正しい収入となる。

ケースワーカーとその上司は無い収入をあるものとして計算しており、納得できない。上記内容に変更を求める。

(ウ) 6月分の変更額は3月分と4月分が充当されているので、上記(イ)より変更を求める。

(エ) 上記(イ)・(ウ)とは別で、住宅扶助分は返還があれば、当然戻すのは分かるが、請求人は高額家賃で住宅扶助の不足分を生活扶助から補っており、その生活扶助分の戻りまで収入として戻さないとならないものなのか疑問である。必要最低限の生活のため支給されたものまで奪うのは、保護の主旨に反するのではないのか。

(オ) 当ケースワーカーはこの収入の件に当たり、請求人の(前住居に係る)元不動産会社に連絡して、家賃の返還金の詳細を確認しているが、本人の同意なく、勝手に個人情報入手するのは違法行為ではないのか、生活保護者には、その権利もないのか。

(カ) 〔Ⅱ〕浴室洗浄費は設備の維持費として認定されるべきものではないのか。

イ 本件処分1について

(ア) 処分庁主張によれば、貸主代理人に電話連絡したとあるが、何故請求人に確認せず直接貸主代理人に連絡をしたのか。当然、処分庁は理解してるはずだが、法第29条には必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求められる機関は官公署、日本年金機構若しくは共済組合等とあり、貸主代理人はこれに該当しない。又、報告を求めることが出来るのも銀行、信託会社、雇主その他の関係人であり、貸主代理人は該当しない。(その他の関係人は要保護者又は被保護者、扶養義務者でありこれも非該当)法第28条も該当せず。当然、請求人に一言あれば、

了承するところだが請求人本人に通知なく、コソコソやるのは不快であり川崎市個人情報保護条例にも違反している。

- (イ) 処分庁主張によれば、請求人は浴室洗浄費が経費として控除されていない事を不服としてとあるが、事実と異なる。請求人は収入として入っていないものを収入として捉えていることがおかしいと述べているのに、問題をすり替えている。

そもそも浴室洗浄費は請求人が、生活扶助費から支払っているもの（戻り金から引かれているので当然この時点で請求人が支払っている）であり、それが戻り金に含まれてあろうがなかろうが何も問題はない。生活扶助費は請求人が最低限の生活をしていく上で自由に使って良いもので、何に使おうが指図されるいわれはない。その金まで戻ってなければおかしいとか詐欺師の理屈であり、認められる訳がない。処分庁は請求人が既に支払っているのに、その金額が戻っていない事を無視して、戻り金を計上している。

- (ウ) 処分庁主張には、転出時に原状回復費用を請求された場合、次に該当する場合、必要最小限度の額を住宅維持費として認定して差し支えないとある。

- ① 原状回復につき特約があること
- ② 原状回復の範囲が社会通念上、真にやむを得ないと認められる範囲であること
- ③ 故意・重過失により毀損した部分の修繕ではないこと

処分庁の見解は故意、過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えた損耗・毀損等での請求なのでこれらに該当しないというのが①の特約があるので該当する。②の範囲とは金額の事であり、処分庁の理由により②が、該当しないとはならない。③で処分庁の理由で該当する部分は故意のみだが、もし故意を主張するのであれば、故意だという証拠を示すべきである。

a ①が該当する根拠

①の要件は原状回復特約があるか無いかのみであり、請求人は賃貸借契約において、解約時ルームクリーニング費用は借主の負担とし、契約時に貸主へ支払うものとするという特約事項がある。処分庁のいう特約はなくは虚偽。

①の主旨は原状回復の負担が借主責任か貸主責任かを問っているものと解される。以上から貸主責任なら支払うものではなく、借主責任なら契約に沿ったものである事の確認がしたいものと解される。

原状回復特約とは、賃貸契約を結ぶ際に使用する契約書に「原状回復における貸主と借主の負担」を記載した内容のことをいう。これによるとルームクリーニング費用は原状回復に当たるので①に該当する。特約事項に契約終了時に本賃貸借契約も当然終了するとあり、当然本賃貸借契約も特約事項である。よって15条7項も原状回復に付いて述べているものであり①が該当する。

b ②が該当する根拠

問答集問7-117を踏まえると、請求人が支払った浴室洗浄費5,500円は局長通知第7の4(2)アに定める額の範囲内である124,000円以内であるし、すでに支弁した敷金・礼金・手数料等を除いた額を上回ってもいい。

課長通知第8問40には家屋補修が自立更生の用途として経費となる事が示されている。これ以外にも自立更生に該当するものに家具什器等の生活基盤を構成するためのもの、必要性の高い生活用品があるが請求人は以前から転居に当たりそれらの品の必要性を相談していたが、それらのものを認めるとか認めないとかハッキリしないし、経費となるものを教えない。請求人が事前に心配していた事や相談していたことを無視した判断は信用が出来ない。

c ③が該当する根拠

勿論故意や重過失ではないが、そもそも請求されているものは洗浄費であり、毀損した部分の修繕には当たらない。

d 請求人は①、②、③に該当し住宅維持費として認定されなければならない。よって違法、不当なものである。

ウ 本件処分2について

上記イにより違法、不当なものである。

エ 生活扶助費について生活扶助分の戻りまで収入として戻さないとならないものなのか疑問に対する処分庁の見解では、請求人が生活扶助費を原資として支払ったのち、退去に伴い賃貸借契約に基づき支払ったものであるから生活扶助からの戻りとは言えずと云うが、醜い言い訳である。この理屈でいくと住宅扶助費も賃貸借契約に基づいた戻りとなり住宅扶助費の戻りとは言えなくなり、返還するものでなくなる。同じ返還金なのに一部を住宅扶助費としてるのに別の一部を生活扶助費としない考えが通用するはずない。この例を例えるなら生活扶助費で食料品を購入したが食料品に異物が混入していたので食料品を返品し購入費を返金してもらった場合、返金額は生活扶助費ではなくなるので、返金額を収入として申請しなければならなくなる。この理屈が通るなら購入者は食料品も購入費も残らない事になる。

そもそも高額家賃で生活扶助費のやり繰りが大変なために転居したのに、その戻り金(生活扶助費分)まで奪うのは、生活保護法の主旨にも反しているし日本国憲法第25条にも反する。

戻り金は生活扶助からの戻りとはいえないと主張するのならば、何故6月分の決定通知書に生活扶助費から収入充当しているのか説明すべきである。生活扶助費に充当しておきながら、これは生活扶助費に該当しないとするのは矛盾している。同様に生活扶助費に手を付けている自体最低限度の生活を妨げる行為(就労収入とかは除く)。

オ 火災保険等(掛け捨て型)の戻り分の取扱いについて、「掛け捨て型の火災保険(共済保険等を含む)に加入している者に、支払った保険料の一部が保険会社

から還付された。この戻り分について、収入認定上の取扱いはどうなるか。」との問いに、「掛け捨て型の火災保険（共済保険等を含む）の戻り分（割戻金等）は、支払った保険料の還付の性格を有していることから、課長問答第3の20と同様、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない限り収入認定の除外対象として取り扱う。ただし、保護開始直後に割戻金が入った場合など保護開始後に支払った保険料の額を超える割戻金が入った場合には、その超える額について次官通知第8の3（2）エ（イ）により、8000円を超える額を収入認定する。」とされている。

上記内容を今回のケースに当てはめると賃料の戻り分（割戻金等）は、支払った賃料の還付の性格を有していることから、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない限り収入認定の除外対象として取り扱う（住宅扶助分は除く）。生活扶助費の戻りであり最低限度の生活を行う為、必要なものであり保護の趣旨に沿うものである。

請求人のこれまでの状況

	賃料（住宅扶助費）	管理費及び共益費等	生活扶助費からの捻出額
2月以前	69,000（53,700）	5,000	20,300
転居前3月	69,000（53,700）	5,000	20,300
現住居3月	（51,968）	5,129+194（契約時支払）	5,323
4月以降	（53,700）	5,300+200（契約時支払）	5,500

上記表から分かる様に2月以前は20,300を生活扶助費から捻出しており、生活が苦しく転居をした。当然捻出額が抑えられ、金銭的な負担を減らす為の目的である。目的通り2月以前に比べ4月以降は14,800円負担が軽減されている。しかし3月は20,300+5,323+5,500生活扶助費から捻出しており、以前より1万円以上を負担している。勿論この負担額は生活扶助費から捻出すべきものだが、この生活扶助費の捻出が苦しく転居したのにこの捻出した戻りを収入申請しろは道理が合わない。処分庁に従うと転居したら負担が増える事になる。

カ 請求人が収入充当されても生活が行えているのは、コロナ関連の給付金があった為であり、この給付金がなければ今頃どうなっていたか。

キ 上記主張から戻り金51,470円から3月分住宅扶助費（返還分）41575円を除いた、9,895円は生活扶助費に相当するものであり、差額7,395円の返還を求める。

浴室洗浄費5,500は住宅維持費の認定を求める。

（2）処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 本件処分1について

本件処分1は、請求人の前住居退去により生じた貸主代理人からの入金について、次官通知第8の1(4)による貸主代理人への調査を踏まえ、同第8の3(2)エ(イ)において、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(中略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされていることに基づき行った保護変更決定処分であるところ、請求人は、前住居の精算の際に差し引かれた浴室清掃費が必要経費として控除されていないことを不服とし、処分の取消を求めるものである。

(ア) まず、請求人は、処分庁の決定した4月の収入認定額7,395円から浴室清掃費5,500円を引いた額1,895円が正しいと主張しているが、次官通知第8の3

(2)エ(イ)において、「受領するために交通費等を必要とする場合、その必要経費の額」を収入から控除することとされているところ、浴室清掃費は前住居の転出により生じた支払いであり、社会通念から鑑みても、収入を受領するための必要経費とは言えない。

(イ) 次に、請求人は、浴室洗浄費は設備の維持費として認定されるべきものであると主張しているが、浴室洗浄等の退去に伴う原状回復に係る費用は本来、敷金等で賄われるものであり、敷金なしの契約であった請求人の場合においては、別に請求されているルームクリーニング費用の中で賄われるべきものであると思料する。本件契約書においても第15条第7項において原状回復は「経年変化及び通常の使用による住宅の損耗等の復旧については甲(貸主)負担」、「故意、過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えた損耗・毀損等は乙(借主)負担」とされているが、今回、請求人は浴室洗浄費をルームクリーニング費用とは別に請求されており、これは本件契約書の規定を踏まえると「故意、過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えた損耗・毀損等」と解される。

一方で、問答集の「問7-117 賃貸家屋からの転出にあたり原状回復費用の請求を受けた場合」では次のように示されている。

「(答)(中略) ただし、契約時において敷金を支払っておらず(入居時に局第7の4の(1)の力により礼金・手数料等は支給しているが敷金を支給していない場合を含む。)、又は支払った敷金が著しく低額であることにより、転出時に原状回復費用を請求された場合については、次のいずれにも該当する場合に限り、必要最小限度の額を住宅維持費として認定して差し支えない。

認定額については、局第7の4の(2)のアに定める額の範囲内であり、かつ、局第7の4の(1)の力に定める額(入居時に局第7の4の(1)の力により敷金・礼金・手数料等を支給している場合は、すでに支弁した敷金・礼金・手数料等の額を除いた額)を上回らない額とする。

(1) 原状回復につき特約があること

(2) 原状回復の範囲が社会通念上、真にやむを得ないと認められる範囲であること

(3) 故意・重過失により毀損した部分の修繕ではないこと」と規定されている。

請求人の場合、(1) 原状回復についての特約はなく、本件契約書においても第15条第7項に規定されるのみであり、同項にて「故意、過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えた損耗・毀損等は乙(借主)負担」と規定されているところ、実際に浴室洗淨費について請求されていることから浴室洗淨による原状回復は(2)及び(3)にも該当しないものと考えられ、住宅維持費の支給対象とはならない。

(ウ) また、生活保護制度において収入として認定しないものの取扱いについては、次官通知第8の3(3)及び局長通知第8の2に列挙されているところ、それらのいずれにも該当しないことから、浴室洗淨費に相当する額を収入認定しない取扱いとすることもできない。

(エ) 従って、浴室洗淨費5,500円については、受領のための必要経費とならず控除対象外であり、住宅維持費認定対象外であり、また、収入として認定しないものとして取り扱うこともできないものである。

このことから、本来の家賃戻り金57,300円から、3月分保護費の過払い額とした41,575円(3月分住宅扶助費既認定額(単身世帯限度額53,700円)を日割りした12,125円(=53,700円×7日/31日)で、認定年月日を令和4年3月1日として3月分保護費を変更したことにより生じた過払い額)を差し引いた残額である15,725円について、入金があった4月の収入とし、次官通知第8の3(2)エ(イ)「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入」の取扱いにより、振込手数料330円を必要経費として控除した15,395円のうち、8,000円をこえる額である7,395円を収入として認定した本件処分1は何ら違法・不当なものではない。

イ 本件処分2について

本件処分2のうち、3月分住宅扶助費を日割り計算とし、3月分保護費に生じた41,575円の過払い額を6月分保護費に収入として充当する部分については、本件審査請求書記載のとおり争いはない。

その余についても、令和4年5月11日、処分庁の担当者が請求人に電話連絡し、家賃戻り金について全額を収入として認定する旨を伝えたところ、請求人から他の自治体でも同様の対応か、全額を収入として認定することは福祉事務所としての決定と理解してよいかとの趣旨の質問がなされたため、他の自治体の取扱いについては不明だが、福祉事務所としては全額を収入として認定する旨を説明し、了承を得、併せて、これに伴い生じる保護費の過払い額について、6月分保護費に全額を収入として充当することで請求人の了承を得たものである。

このとおり事前に請求人に対し6月分保護費への収入充当は説明のうえ了承

されており、また、本件処分1により生じた4月分保護費の過払い額である。

本件処分2は3月分保護費過払い額 41,575 円及び4月分保護費過払い額 7,395 円の合計 48,970 円を6月分保護費の収入として充当したものであり、何ら違法・不当なものではない。

ウ 請求人のその余の主張について

請求人は、「生活扶助分からの戻りまで収入として戻さないとならないものなのか疑問である」と主張するが、本件処分1による収入の認定に係る収入は、請求人が生活扶助費を原資とし住宅扶助限度額をこえる家賃、管理費を支払ったのち、請求人の退去に伴い、前住居の賃貸借契約に基づき貸主代理人が請求人に支払ったものであることから「生活扶助分からの戻り」とはいえず、収入として認定しないものの取扱いを定めた次官通知第8の3（3）及び局長通知第8の2のいずれにも該当せず、よって、法第4条及び次官通知第8の3（2）エ（イ）により収入として認定したものであり、なんら生活保護の趣旨に反するものではない。

また、請求人の同意なく、処分庁の担当者が貸主代理人に家賃の返還金の詳細を確認した点については、請求人からの令和4年5月6日の申告時に、請求人から本件審査請求書に添付された「敷金精算書」の提出はなく、通帳記帳額のみが挙証資料として提出されたため必要経費等の確認のため、振込額（家賃の返還金）の詳細を確認する必要性が生じ、次官通知第8の1（4）により、やむを得ず電話にて調査を実施したものである。

エ なお、処分庁が、本件各処分に先立って、請求人について、①局長通知第7の4（2）ア及び②同（1）カ（前住居に係るもの。）により費用を支給した実績はない。

4 理由

（1）保護費の決定、遡及変更の限度、戻入額の収入充当について

ア 保護の要否及び程度は、原則として、保護基準により算定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされており（次官通知第10）、これにより支給額が決定される。

イ 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされている（局長通知第10の2（8）、問答集問13-2）。

実務上は、実際に遡及的な保護変更決定を行った上で、戻入すべき過支給保護費（返納額）を次月支給月以後の収入充当額として計上することによって調整している。

(2) 住宅扶助について

ア 家賃、間代等の取扱い

住宅扶助は、住居及び住宅維持費の範囲内において行われ(法第14条)、その基準額等は保護基準別表第3で定められているところ、同表2の規定を受けた住宅扶助限度額通知により、川崎市における世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額は、単身世帯の場合、月額53,700円である。

なお、被保護者が真に必要なやむを得ない事情により月の途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額を超えて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ1か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないとされる(局長通知第7の4(1)ウ)。

イ 賃貸家屋からの転出時の原状回復費用(住宅維持費の取扱い)について

賃貸借契約時に敷金を支払っていないか、支払った敷金が著しく低額であるために、被保護者が、転出時に賃貸人から原状回復費用を請求された場合は、次のいずれにも該当する場合に限り、例外的に、必要最小限度の額を住宅維持費として認定して差し支えないとされる。

- ① 原状回復につき特約があること
- ② 原状回復の範囲が社会通念上、真にやむを得ないと認められる範囲であること
- ③ 故意・重過失により毀損した部分の修繕ではないこと

そして、その認定額は、局長通知第7の4(2)アに定める額(年額124,000円以内。保護基準別表第3の1)の範囲内であり、かつ、局長通知第7の4(1)カに定める額(入居時に同カにより敷金・礼金・手数料等を支給している場合は、すでに支弁した敷金・礼金・手数料等の額)を上回らない額である(問答集問7-117)。

(3) 収入認定の取扱い

ア 収入認定に関して、次官通知は、要保護者の収入の種類、その種類に応じた必要経費等基本的事項(認定指針)について規定し(同第8の3)、局長通知は、収入認定の方法等細目を規定している(同第8の1)。

また、生活保護制度上、収入として認定しないもの(以下「収入認定除外収入」という。)は、次官通知第8の3(3)に列挙されている。

イ 就労に伴う収入以外の収入については、次官通知第8の3(2)において「ア 恩給、年金等の収入」、「イ 仕送り、贈与等の収入」、「ウ 財産収入」、「エ その他の収入」に区分して示されており、「エ その他の収入」のうち、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、受領のための必要経費を控除した後の収入額が、世帯合算額8,000円(月額)を超える場合、その超える額を収入として認定するものとされる(同エ(イ))。

(4) 本件処分1(令和4年4月分保護変更決定)の適法性について

ア 最低生活費について

(ア) 令和4年4月の請求人世帯における最低生活費(医療費・介護費を除く。以下同じ。)として、生活扶助費77,240円、住宅扶助費0円(なお、現住居の同月分家賃に係る住宅扶助費は、同年2年21日付け保護変更決定により前家賃として支給済みであるため計上を要しない。前提事実カ参照)、一般移送費(現物給付)44,000円を計上していることはいずれも誤りはない。

(イ) 上記に加え、処分庁が計上していない浴室洗淨費5,500円を、住宅維持費として計上すべきであるか、問答集問7-117の要件(上記(2)イ)を順に検討する。

a まず前提として、上記浴室洗淨費用は、令和4年3月2日に転居済みの前住居に係る費用ではあるが、本件処分1と同日付けで行われた3月分変更決定にも反映されていないため(前提事実キ・シ(ア))、同費用について請求人が現実に負担したのは、同年4月28日の本件入金時点であることを踏まえ(前提事実ケ・コ)、同月の需要と評価すべきものと解される。

次いで、請求人について保護開始されたのは前住居に入居後のことであるが、本件契約書上、敷金はなく、別途特約に基づきルームクリーニング費用を支払っているのみであることから(前提事実イ(ア)・(イ))、「賃貸借契約時に敷金を支払っていないか、支払った敷金が著しく低額である場合」に該当する。

そして、本件契約書上、上記ルームクリーニング費用及び原状回復費用のうち賃借人の故意・過失、善管注意義務違反その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損等によるものを賃借人の負担とすることが規定されているから、「① 原状回復につき特約があること」に該当する(前提事実イ(イ)・(オ)、ウ)。

b 上記浴室洗淨費用5,500円は、その費目及び金額、並びにルームクリーニング費用と別に請求されていることから、本件契約書上準拠している原状回復ガイドラインにおいて、通常の使用でも発生するがその後の手入れ等賃借人の管理が悪く損耗等が発生又は拡大した例として挙げられている風呂の水垢、カビを洗淨した費用と解するのが合理的である。

そうすると、まだ使用に耐える浴室内の備品を最新の新品と交換する等の社会通念上過剰な原状回復に伴う費用であることを窺わせる事情は見当たらないから、「② 原状回復の範囲が社会通念上、真にやむを得ないと認められる範囲」と評価して差し支えないものと解され、また、請求人に浴室使用後の清掃等の管理が悪かったという善管注意義務違反は認められるとしても、「③ 故意・重過失」とまで評価すべき事情は見当たらないから、同③にも該当する。

c さらに、5,500円という金額は、局長通知第7の4（2）アに定める額（年額124,000円以内。保護基準別表第3の1）の範囲内であり、かつ、局長通知第7の4（1）カに定める額161,100円（53,700円×3）を上回らない額である（なお、処分庁が、本件各処分に先立って、請求人について、局長通知第7の4（2）ア及び同（1）カ（前住居に係るもの。）により支弁した費用は見当たらない。上記3（2）エ参照）。

d 以上から、上記浴室洗浄費用5,500円について、問答集問7-117のいずれの要件も満たしており、それにもかかわらず、本件処分1において、住宅一時扶助費として5,500円を計上していないのは誤りであって、最低生活費は、上記（ア）の合計額121,240円に上記5,500円を加えた126,740円が正しい。

イ 収入充当額について

（ア）処分庁は、本件入金51,470円に関し、7,395円を令和4年4月分の収入充当額として認定している（前提事実シ（イ））。

（イ）まず前提として、本件入金は、令和4年4月28日に請求人名義の銀行口座に振り込まれていることから（前提事実ケ）、同月の収入である。

（ウ）次いで、本件入金は、前住居の賃貸人からの日割り家賃戻り金であるところ（前提事実ケ・コ）、収入認定除外収入を列挙した次官通知第8の3（3）のいずれにも該当しないから、収入認定せざるを得ない。

ただし、本件入金に関し、令和4年3月分の前住居家賃に係る住宅扶助費過支給相当額41,575円分については、本件処分1と同日付けで行った3月分変更決定において最低生活費の一部である住宅扶助費を減額したことに伴い発生した過支給額を、本件処分2において同年6月分の収入として収入認定する取扱いにより別途調整済みであることから、同年4月分として重ねて収入として扱うことは許されない（前提事実シ（ア）・（ウ）、上記（1）イ）。

したがって、本件入金に関して、前住居の賃貸借契約を同年3月7日に解約後の同月分に係る賃料53,420円及び共益費3,880円の戻り分合計57,300円から、上記同年3月分の前住居家賃に係る住宅扶助費過支給相当額41,575円を除いた15,725円を、同年4月分の収入として検討すべきである。

（エ）そして、本件入金は、次官通知第8の3（2）の「エ その他の収入」のうち、同（イ）の「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入」に該当するから、上記15,725円を含めた本件入金を受領するための必要経費として振込手数料330円及び月額8,000円を控除し、7,395円を収入認定したことに誤りはない（前提事実コ、サ、シ（ア）・（イ）。上記（3））。

（オ）請求人の主張について

a 請求人は、本件入金に関し、生活扶助費を原資として支払った上記15,725円まで収入認定することは法の主旨に反する旨主張する（上記3（1）ア（エ）、エ～カ参照）。

しかし、そもそも、請求人が生活扶助費を前住居の家賃として費消したこと自体が法の趣旨・目的に沿った支出とはいえず、生活扶助費を、本来であれば当該生活扶助費により賄われるべき当月の諸費用の支払いに充てられない状態にしたのは、上記請求人自身の費消行為が原因であって、事後の処分庁の収入認定以前の問題である。

そしてその後、当該一旦費消された生活扶助費の一部が何らかの原因・形で返金された場合であると評価できるとして（ただし、そもそも様々なケースにおいて、費消前の原資が何であるかといった特定は実務的・現実的に困難であることが多いものと解される。）、これを収入認定すべきかどうかは、他のあらゆる収入同様、法及び関連通知に示された収入認定の取扱いに則して処理すべきものであり、収入認定除外収入として扱う根拠となる規定が見当たらない以上、収入認定せざるを得ないとした処分庁の判断が誤りとは解されない。

- b また、請求人は、上記 15,725 円について、掛け捨て型の火災保険の戻り分（割戻金等）に係る収入認定の取扱いに則した内容で、収入認定の対象から除外すべき旨を主張する（上記 3（1）オ参照）。

しかし、上記請求人の主張に係る取扱い自体、法及び関係通知上示された取扱いではなく、当該取扱いに直接依拠することはできない。

また、当該請求人の主張に係る取扱いが参照している、課長通知第 3 間 20 における学資保険の満期保険金又は解約返戻金に係る取扱いは、最低生活維持のために活用を要しない保有資産と評価できる場合について規定したものである。

上記 15,725 円は、住宅扶助費の限度額を超える部分の賃料として費消された後、前住居の賃貸人から請求人名義の預金口座へ改めて入金されているのであり、最低生活維持のために活用すべき資産には当てはまらない保有資産とは評価することは困難であって、課長通知第 3 間 20 が上記 15,725 円の取扱いについて参照すべき規定とは解されない。

- ウ そして、支給額は、最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされることから（次官通知第 10、上記（1））、上記アの最低生活費合計 126,740 円と上記イの収入充当額 7,395 円を対比して得られる 119,345 円が、令和 4 年 4 月分保護費として請求人に対して支給されるべき額であり、本件処分 1 による支給額 113,845 円は誤りであって、本件処分 1 は取消しを免れない。

（5）本件処分 2（令和 4 年 6 月分保護変更決定）の適法性について

ア 最低生活費について

保護基準に基づき、令和 4 年 6 月の請求人世帯における最低生活費（医療費・介護費を除く。以下同じ。）を算定すると、まず、生活扶助費は 77,240 円、住宅扶助費は 53,700 円（上記（2）ア参照）であり（前提事実シ（ウ））、合計 130,940

円で誤りはない。

イ 収入充当額について

本件処分2では、3月分変更決定により生じた過支給額 41,575 円（前提事実シ（ア））、及び本件処分1により生じた過支給額 7,395 円（前提事実シ（イ））の合計額 48,970 円が収入充当額に計上されている（前提事実シ（ウ）、上記（1）イ参照）。

3月分変更決定は、本件審査請求の対象とされていないから公定力が生じており、同決定により生じた過支給額を収入充当することになるが、本件処分1については、上記（4）での検討のとおり支給額は 119,345 円が正しいから、既支給額 121,240 円との差額 1,895 円が正しい過支給額であり、7,395 円を過支給額として収入充当したことは誤りである。

ウ そして、支給額は、最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされることから（次官通知第 10、上記（1））、上記アの最低生活費合計 130,940 円と上記イの収入充当額 43,470 円（41,575 円＋1,895 円）を対比して得られる 87,470 円が、令和4年6月分保護費として請求人に対して支給されるべき額であり、本件処分2による支給額 81,970 円は誤りであって、本件処分2は取消しを免れない。

（6）請求人のその余の主張について

上記までに言及した以外の請求人の主張は、本件各処分の適法性又は妥当性に関わりがない。

（7）結論

以上のとおり、本件各処分の取消しを求める本件審査請求には理由があるから、本件各処分は、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により取り消されるべきである。

